

福生市教育委員会会議録

平成 25 年第 1 回定例会

- 1 開催年月日 平成 25 年 1 月 25 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 0 時 6 分
- 4 場 所 第 2 棟 4 階 第 1 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 徳 永 喜 昭
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏
参 事 佐 伯 英 徳
庶 務 課 長 高 木 裕
学 校 給 食 課 長 山 崎 勇
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦
スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 長 島 弘
主 幹 浅 野 正 道
教育センター主幹 笹 本 幸 三
指 導 主 事 田 村 亜 紀 子
指 導 主 事 森 保 亮
- 8 傍 聴 人 1 名

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 24 年度福生市教育委員会表彰者の決定について
- 日程第 4 議案第 3 号 福生市公民館運営審議会の委嘱に関する選出基準の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 号 福生市図書館協議会委員候補者選出基準について
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 25 年度使用福生市公立中学校特別支援学級教科用図書の供給不能に伴う採択について
- 日程第 7 議案第 6 号 福生市公立学校の教職員の人事事務に関する電子計算組織の通信回線による結合について（答申）
- 日程第 8 議案第 7 号 福生地域体育館における防犯カメラの増設について
（答申）
- 日程第 9 議案第 8 号 福生市営プール指定管理者制度導入等について
- 日程第 10 報告第 1 号 平成 24 年度小学校通学路の安全点検の実施状況について
- 日程第 11 報告第 2 号 平成 25 年度福生市立小・中学校教育活動発表会について
- 日程第 12 報告第 3 号 福生市小・中一貫教育推進委員会の設置について
- 日程第 13 報告第 4 号 平成 24 年度福生市立小・中学校いじめ認知件数について
- 日程第 14 報告第 5 号 平成 24 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について
- 日程第 15 報告第 6 号 平成 24 年度福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況について
- 日程第 16 その他報告事項

本会議の結果は、別紙記載のとおりである。

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただ今から平成25年第 1 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、徳永喜昭委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 おはようございます。宮城前教育長の教育長メモというものを拝見いたしまして、私も同じようにこの 1 カ月間の教育委員会事務局の動き等につきまして報告を申し上げたいと思います。

教育長の拝命をいただきまして、日々、言葉で言い尽くせない重責を痛感しているところでございます。先日、宮城前教育長から引き継ぎをさせていただき、教育委員会内の各課の進捗状況、課題等につきまして説明を受けました。その後、各課長からも状況等の説明をいただいたところでございまして、皆様には御負担をおかけしたということでございます。その後、所管いたします施設等を巡回させていただき、課題認識を持ったところでございまして、そのことについては報告の最後に触れさせていただければと思います。

新政権のもとでは、教育改革という動きが発せられたところでございます。今後、学校の週 6 日制の復活、いじめ防止対策の基本法の制定、あるいは教育委員会制度の抜本的な改革、小・中・高・大の 6・3・3・4 制の見直し、幼児教育の無償化等について、専門家を交えて議論が深まっていくところかと思っております。注視を怠らないようにまいりたいと思っております。

それから、市の学校教育についてでございますが、1月8日に小・中学校は 3 学期をスタートしておりまして、教育課程にのっとなって支障なく進んでいるところでございますが、インフルエンザによる欠席者が増加傾向であると認められております。後ほど、また担当より報告申し上げますが、第一小学校、第二中学校において学級閉鎖が出ておりまして、今後、注意をしていかなければいけない状況にあるかと思っております。

それから、教育施設の巡回の中で、特に第三中学校の通級学級開級に向けての進捗状況について確認をさせていただきました。担当課長から説明

を受けながら通級学級の施設等を拝見させていただきましたが、恐らく東京都では例を見ない程の施設を作っていただいていることに大変驚きを持ったところでございますが、やはり問題はその中身であろうと思っております。今後、特別支援計画等にのっとりながら、あの立派な施設を十分に活用し、生徒一人ひとりの成長につなげていかなければならないという責任を新たにしたところでございます。

それから、学校関係では、今後の予定といたしまして、第二小学校で東京都人権尊重教育推進校の発表会が、第一中学校においては道徳授業地区公開講座がございますので、是非、足をお運びいただきまして、御指導いただければ幸いです。

それから、社会教育関係の行事も、新春ウオーキングや成人式等、取り組まれておりまして、成人式におきましては委員の皆さんにも御出席を頂き、委員長には御挨拶も頂いたところで大変ありがとうございました。私も久しぶりに福生市の成人式に参加させていただき、新成人の誓いの言葉や全員での合唱等、心に強く響く素晴らしい式典であったと感じたところでございます。

それから、そのほかの市の動向でございますが、消防団、あるいは交通安全推進委員の方々の年始めの式典が行われたところでございます。それから先日、平成25年度の予算に向けまして市長査定が終わったところでございます。詳しくは今後各課からきちんと御説明をさせていただこうと思っておりますが、皆様がこれまで取り組んでいただきました学校図書館の司書配置への予算化を新たにさせていただくなど、市の教育にかける思いを痛感したところでございます。

それから、私が出席しております主な会議等についてですが、都市教育長会の定例会が行われまして、東京都から次年度の事業予定並びに予算の説明を頂きましたが、これにつきましては、先日の協議会で委員長から資料を御提供いただいたものと同じものでございますので割愛をさせていただきます。それから、都市教育長会では、東京都教育委員会と人事施策につきまして課題認識の意見交換をしたところでございまして、2月には人事施策の連絡会が組まれておりますので、それに参加し、様子を見ながら必要なことを発言してまいりたいと考えているところでございます。

それから、昨日でございますが、東京都教育委員会におきます平成24年度の職員の表彰式が行われました。御案内のように、福生第一中学校がこの団体賞を受賞しておりまして、昨日校長とともに表彰式に参加をしま

いりました。健全育成という内容で表彰対象となったわけでございます。先生方の一丸となった取組について敬意と感謝を述べるべく、先ほど、佐伯参事と共に第一中学校に参り、祝意を述べたところでございます。こういったことが福生市の学校教育を好転させる契機になればと期待しているところでございます。

最後に、先ほど、申し上げました様々な教育施設を回らせていただいたり、各課長から説明を受けたことから、大きく3つの課題認識を持ったところでございます。

一つは学力の問題でございます。学校でのたゆまない努力はもちろんのこと、保護者ともども御家庭におきまして努力をさせていただいていることは重々承知しているわけでございますが、これはこの学校教育の永久の課題でもあるわけで、これまで取り組んできた成果を踏まえつつ順次取り組んで、また新たな発進をしていかなければいけないかと考えております。小中一貫教育への取組を更に深め、学習習慣や生活習慣の改善も視野に入れて今後考えていく必要があるだろうと感じているところでございます。

学校におきましては、新たな学習指導要領のもとで教育活動がスタートしたわけでございますが、今後ますます学校と地域社会、あるいは世界との繋がりや関わりを進めることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる質の高い学校教育を創造することになるだろうと確信しておりますので、そういった工夫改善や、教育環境を整えていく為に、議論を進めながら実践をしていかなければならないところかと考えております。

二つ目が、子どもたちの背景にあります家庭教育の支援という問題でございます。この問題につきましても、やはり子どもの発達や成長を支える専門家を結集させる総合的な支援組織が必要であろうと考えているところでございます。このことにつきましては、私が以前、参事として福生市の学校教育を中心に見てきた時から思っていることございまして、より促進できるよう努めてまいりたいと考えております。

三つ目は社会教育のことでございますが、社会教育施設の機動力をより高めていき、生涯学習を通じた学習機会の充実や伝統文化の継承、あるいは心身ともに健康な人づくりにおいて欠かせないスポーツの振興といったようなことが福生市の協働のまちづくりに大きく前進させるものというふうに思っておりますので、今後、教育行政、委員の皆様方とともに一丸となって進めていかなければいけないと認識を持ったところでございます。

就任して約1カ月でございますが、以上のような問題意識を持って、今後更に皆様の御意見もいただきながら事務局として一步步進めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。就任後1カ月足らずにもあるにもかかわらず、様々な教育施設を訪問して下さったり、各課長へのヒアリング等、毎日精力的に動いていただいていること見聞きしております。ありがとうございます。

今、三つの大きな課題が提示されましたが、私たちも一丸となって取り組んでいきたいと思っております。皆さんもよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第2号、平成24年度福生市教育委員会表彰者の決定についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第2号、平成24年度福生市教育委員会表彰者の決定について説明申し上げます。提案理由でございますが、平成24年度福生市教育委員会表彰の表彰者を決定するため本議案を提出するものでございます。初めの資料は、昨年12月26日に開催いたしました平成24年度福生市教育委員会表彰審査会における被表彰候補者の審査結果を一覧表にしたものでございます。次の資料は、表彰候補者推薦受付件数についてでございますが、この件数につきましては、昨年12月の教育委員会協議会におきまして既に御報告申し上げましたところでございますが、その後、個人及び団体の表彰で推薦者から1件取り下げがあり、また児童及び生徒の表彰で1件追加がございました。追加につきましては改めて表彰審査会で審査をされ決定されました。これにより内訳は、児童及び生徒の表彰は、個人15人、団体2団体、個人及び団体の表彰では個人5人、団体1団体でございます。合計では個人が20名、団体3団体でございます。申請すべてが被表彰となっております。

それでは、各被表彰者の表彰理由等の説明をさせていただきます。

1番の都立青梅総合高等学校3年生の佐々木恭平さんは、全国高等学校総合体育大会で陸上競技三段跳びにおいて6位入賞、また国民体育大会では三段跳びにおいて東京都の代表として出場をしております。

2番の福生第二中学校3年生、河原賢太郎さんは、全国中学校水泳競技大会及び全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳大会に出場をされたものでございます。

3番の福生第四小学校6年生の河村凌平さんは、ごみ散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテストの標語において優秀賞を受賞されたものでございます。

4番の福生第二小学校6年生、浦田和佳奈さんは、ソフトボールチームのオールあきる野女子に所属し、全日本小学校女子ソフトボール大会でベスト8、関東小学生男女ソフトボール大会女子の部で優勝をされております。

5番の福生第二中学校3年生、齊藤愛奈さんは、全国学生書写書道展で文部科学大臣賞、JA共済東京都小・中学生書道コンクールで東京都知事賞を受賞されております。

6番の福生第一小学校5年生、齊藤沙奈さんは、全国小学生書写書道展において学年優勝杯を受賞されております。齊藤愛奈さんと齊藤沙奈さんは姉妹での受賞でございます。

7番の福生第三小学校の3年生、中野拓海さん及び8番の福生第六小学校5年生の櫻井利向さんは日本空手道泊親会に所属し、関東地区空手道選手権大会で、中野さんが3年男子組手(くみて)で敢闘賞、櫻井さんが5年男子形(かた)で敢闘賞を受賞されました。また、お二人とも全国空手道選手権大会にも出場をされております。

9番の福生第三中学校2年生の高橋遼さんと10番の福生第二小学校6年生の西山陽之さんは、明るい選挙ポスターコンクールで東京都入選を果たしております。

11番の福生第二中学校2年生、菅井鈴乃さんは、書道教室でありますことがわら学園加美平教室に所属し、JA共済東京都小・中学生書道コンクールで東京都教育委員会賞を受賞されております。

12番の福生第三中学校吹奏楽部、13番の福生第二中学校吹奏楽部は、東京都中学校吹奏楽コンクールで、福生第三中学校が東日本部門の金賞、福生第二中学校が中学校A組で金賞を受賞されております。

14番の福生第二中学校3年生の山下昂平さんは、JOCジュニアオリンピックカップ2012ハンドボール全国大会に出場、また関東中学生選抜ハンドボール大会で3位に入賞されております。

15番の福生第三中学校3年生の小林太郎さんは、福生市内で発生した強盗事件の犯人逮捕に協力、貢献した功績によるものでございます。

16番の福生第三中学校3年生、長崎伶美さんと、17番、同学校3年生、大川美奈海は、自転車で転倒してけがをされた男性を救助し、救急搬送につなげたことによる功績でございます。

続きまして、個人及び団体の表彰でございます。

18番の加藤順一さんは、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会の活動を20年以上行い、青少年の健全育成指導に貢献された功績でございます。

19番のヤングジャイアンツは、野球を通じて40年間青少年の健全育成、地域活動に貢献した功績でございます。

20番のテノール歌手の又吉秀樹さんは、イタリアで開催される国際的なトスティ歌曲国際コンクールで3位に入賞をされました。

21番の沖山健司さんは、市のスポーツ推進委員でもありますが、スイスで行われましたIAU公認の24時間走で優勝をされております。

22番の帝京大学1年生の原大河さんと23番の都立小金井北高等学校2年生の渡邊樹里亜さんは、アルティメット競技のジュニアオープン日本代表で、それぞれスイスで行われました世界ジュニアアルティメット選手権大会に出場されたものでございます。

以上が表彰候補者につきましての説明でございます。

次に、表彰式当日の運営案につきまして御説明をさせていただきます。

日時につきましては、平成25年3月9日、土曜日に行います。受付は午前9時30分から、表彰式は10時からの予定でございます。会場につきましては、市役所第二棟4階の第1委員会室と第2委員会室をつなげて行う予定でございます。式次第は、資料のとおりでございますが、委員長には式辞をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。また、来賓祝辞は参加者が加藤市長と田村議長と清水総務文教委員長の3名の方をお願いしたいと考えております。配置図などにつきましては、前回と同様でございます。

以上、平成24年度福生市教育委員会表彰の決定についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第3号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱に関する選出基準の一部改正についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 日程第4、議案第3号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱に関する選出基準の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、社会教育法の一部改正に伴います福生市公民館条例の改正によりまして、福生市公民館運営審議会委員の委嘱に関する選出基準を改正する必要があるため、本議案を提案するものでございます。

主な改正点は、福生市公民館条例第17条3項(4)の「公募による市民2人以内」でございます。この2人を入れることによりまして、他の選出枠も改めるものでございます。また、併せて用語の整理をいたすものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。新旧対照表を御覧下さい。まず、第1条でございますが、現行欄にあります「目的」を改正案では「趣旨」としまして、また、現行欄の「定めることを目的とする。」は、改正案では「定めるものとする。」としまして用語の整理をしております。次に、第2条の選出基準でございますが、現行の(1)と(2)は、改正をされた公民館条例に合わせて整理いたすものでございます。学校教育の関係者は、選出内容の変更はございません。現行欄にあります「社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」は、公民館条例に合わせて、改正案では(1)、(2)へ分けるものでございます。改正案の(1)の「『社会教育の関係者』は、福生市公民館に利用団体として届け出されている団体の組織である連絡会」としていただきますのは、公民館本館の利用団体全体が登録している本館利用者連絡会でございまして、「または交流会」としていただきますのは、松林分館利用者交流会、白梅利用者交流会でございます。更に現行欄(2)では、「又、市内の文化団体及び高齢者団体並びに福祉団体、又は保育施設から推薦された各1名の計3名以内とする。」としておりましたが、「市内の文化団体」については、改正案では(1)にそのまま残し、「高齢者団体」については、新

しい公募枠を増やすため改正案ではなくしまして、更に福祉団体、又は保育施設からの推薦につきましては、改正案では(2)に独立させまして、公民館条例に合わせたものでございます。

現行欄(3)の学識経験者についても公募枠を作る関係で「2名以内」から「1名以内」とし、また「この場合において」の語句を加えまして、用語の整理をいたすものでございます。

改正案の(4)、公募による市民を2人以内については平成24年第7回福生市教育委員会定例会におきまして決定していただいております。次に、現行欄の(4)については、改正案では新たに第3条として、選出基準の変更としまして、また語句の整理をいたすものでございます。

現行欄の(5)、委員の再任期間は改正案では新たに第4条とし、その内容は条例第17条第4項ただし書きの規定については、「原則として6期又は12年を限度とする。」としまして、現行欄の(2)「委嘱期間中に目安として年齢が70歳以上になった場合は次期の委嘱を行わない。」を省きました。これは、高齢者の方が活躍する社会になっていることなどから、改正させていただいたものでございます。

次に、附則でございます。これにつきましては、この教育委員会定例会にて決定いただき、本日の日付で施行させていただこうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第4号、福生市図書館協議会委員候補者選出基準についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第5、議案第4号、福生市図書館協議会委員候補者選出基準について御提案申し上げます。

提案理由でございますが、平成24年4月1日、福生市図書館協議会委員選出枠の変更を目的といたします福生市図書館協議会条例を改正したとこ

るでございますが、それに伴い、このたび福生市図書館協議会委員候補者の選出基準を明確にしようとするものでございます。

第2条の選出基準でございますが、(1)の「学校教育及び社会教育の関係者」は、小学校教員1名、中学校教員1名、社会教育委員又は公民館運営審議会委員の中から1名を選出する。(2)の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」は、子どもの読書活動や子育てに関わる団体等で活動する者を3名以内とする。(3)の「学識経験者」は、図書館、読書活動等について学識経験を有する者を2名以内とし、この場合におきましては、選出の範囲は社会教育委員の委員に適用されている規定に準用しようとするものでございます。(4)の「公募による市民」につきましては、市民公募委員選考要領の規定に基づき選出する者2名以内といたします。

第3条の委員の再任期間についてでございますが、原則として6期又は12年を限度としようとするものでございます。

なお、この基準の施行でございますが、本日教育委員会定例会で御決定いただき、本日の日付で施行させていただこうとするものでございます。御審議をいただき、原案どおり決定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。
先ほどの公民館運営審議会委員の委嘱と違う点は、図書館協議会委員には候補者選出基準がこれまでなく、新たに作られたということですね。

図書館長 はい、新たに作成しようとするものでございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第5号、平成25年度使用福生市公立中学校特別支援学級教科用図書の供給不能に伴う採択についてを議題といたします。教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第6、議案第5号、平成25年度使用福生市公立中学校特別支援学級教科用図書の供給不能に伴う採択について、提案理由並び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成25年度使用福生市公立中学校特別支援学級の教科用図書において供給不能となった教科用図書が含まれていたため、改めて採択する必要があるので本案を提出するものでございます。

続きまして、内容についてでございますが、平成24年第7回教育委員会定例会におきまして、平成25年度に使用する福生市公立小中学校特別支援学級教科用図書につきましては、採択を頂いているところでございます。教育委員会事務局ではこの結果に基づきまして、東京都教育委員会宛てに需要数を報告いたしましたところ、福生第一中学校8組におきまして、平成25年度に使用いたします国語と音楽の教科用図書につきまして在庫不足のため供給不能であることがわかりました。そこで、福生第一中学校へ8組の第3学年の生徒に適切と思われる図書について改めて選定をするように依頼いたしました。お手元の資料に、同校が選定いたしました教科用図書、調査委員会に報告書を上げてございます。内容を御確認いただきまして、御審議、御採択を賜りますようよろしくお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

品切れということで、お手数おかけしたと思いますが、8組の生徒たちにふさわしい教科用図書を選んでいただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに質疑はございせんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第6号、福生市公立学校の教職員の人事事務に関する電子計算組織の通信回線による結合について(答申)を議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第7、議案第6号、福生市公立学校の教職員の人事事務に関する電子計算組織の通信回線による結合について(答申)でございます。

提案理由でございますが、福生市公立学校におきます管理職が行う教職員の人事事務におきまして、東京都が管理しております電子計算組織にインターネット回線を用いて結合を行うことについて、福生市個人情報保護

審議会から答申がございましたので、これにおきましてインターネット回線により結合を行いたいため本案を提案するものでございます。

教育委員会から平成24年11月20日付で同審議会へ諮問をし、同日同審議会が庁議室にて開催をされました。結論といたしましては、福生市公立学校の電子計算組織と東京都教育委員会の電子計算組織と通信回線により結合し、個人情報を取り扱うことに同意するとのこととあります。審議会では、私から教育委員会事務局が同審議会に諮ることについて前後してしまった点につきましてお詫び申し上げた後、事務担当からこれまでの経緯と諮問の内容、特に結合の内容等につきまして説明を申し上げます。審議会ではセキュリティーの確保及び事業の公益性の2点について結合の是非の論点とし、その結果といたしまして、一つに、現時点で考えられる情報漏えい等を防ぐための福生市及び福生市教育委員会として対応可能なセキュリティーが講じられていること。二つに、システム導入の効果は適正かつ迅速に時間講師等の代替者の任用を行うことができ、学校運営を支障なく行うことができるなど、事務の省力化及び合理化が図れるものであり、一定の公益性及び合理性があると認められるという、この2点から同意する旨の判断をいただいたところであります。ただし、個人情報の漏えい事故防止対策を図り、適正な運営が確保されるためにセキュリティーの物理的対策と人的対策を講じるよう提言を受けておりますので、今後運用に係る管理、要領等を適正に定め、円滑な運用及び適正な管理を行ってまいり所存でございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

私はインターネットについてはあまり知識がないのですが、今のお話を伺って難しい点があるのだなと思いました。教育委員会に対する提言も書かれておりますので、個人情報の漏えいがないよう、また学校経営の運営に関して合理的に図られるよう使っていただきたいと思います。

そのセキュリティーの物理的対策と人的対策を講じる準備等が整うのはいつ頃でしょうか。

参事 本日、御審議賜った後、様々な規定の整備をいたす予定であります。審議会の中で、東京都の電子計算組織とある学校における特定のパソコンとがきちんとリンクしていて、それ以外のパソコンでは使えなくなるようなシステムが導入できないかということも話題になりましたが、これにつき

ましては、東京都でシステムの構築をしなければならないので、こういった意見があったということはしかるべき機会に東京都に要望として申していく予定であります。したがって、使用するパソコンを規定したり、あるいは使用許可を受ける等々の整備をして、次回の教育委員会には要領を定めてまいりたいと考えております。

委員 長 ほかに質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第7号、福生地域体育館における防犯カメラの増設について(答申)を議題といたします。スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 日程第8、議案第7号、福生地域体育館における防犯カメラの増設について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由でございますが、福生地域体育館における防犯カメラの増設について、福生市個人情報保護審議会から答申があり、これにおきまして防犯カメラを増設したいため、本案を提出するものでございます。

審議会の結論は、防犯カメラの増設に同意するという結論であります。実施機関に対する提言ですが、担当課といたしましては、今後の運営において大変重要な事項と認識しております。ここでいう実施機関はスポーツ推進課のことです。

具体的な提言の要旨ですが、防犯カメラの設置及び運用は、条例及び規則に基づき適切な処置を講じること。また、管理責任者、こちらもスポーツ推進課にありますが、指定管理者の職員に対しても必要な指導、監督を実施し、適切な運用を図ることとする旨の提言であります。それから指定管理者が交代する場合を想定した場合の提言もございまして、今回の防犯カメラの設置は指定管理者の費用で設置することから、防犯カメラの所有権について協定書等で明確にしておくことが必要であるという提言でございます。なお、この提言に基づく指定管理者との協議は、平成26年度の年度協定において反映できるよう準備を進めてまいります。

説明は以上であります。御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 指定管理者が設置するカメラについてということですね。また指定管理者が変わればカメラを撤去してしまうということですか。

スポーツ推進課長 今回の設置は、指定管理者が設置したことになります。ただ、体育施設に備品を装備する基本協定の内容で、物によるのですが、指定管理者が購入した備品を、一部市へ寄贈するという規定がございますので、防犯カメラを市へ寄贈としてそのまま残すのか、それとも撤去するのかをこれから協議をして決めていく予定でございます。

委員長 それでは、その旨も協定書にきちんと明記されるのですか。

スポーツ推進課長 審議会では、協定書にはその内容をしっかりと明記しなさいとのことでございましたので、平成25年度の協定書には明記できるように準備を進めているところでございます。

加藤委員 カメラの設置箇所につきましては、私も暗くなったときに危ないかなという印象がありましたので、カメラの設置については賛成でございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第8号、福生市営プール指定管理者制度導入等についてを議題といたします。スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 日程第9、議案第8号、福生市営プール指定管理者制度導入等について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由でございますが、福生市営プールの管理及び運営について地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入したいので本案を提出するものです。

内容について説明いたします。概要は、平成25年度から福生市営プールに指定管理者制度を導入したいとするものでございます。目的でございますが、民間事業者のノウハウを活用し、効果、効率的な施設の管理運営、

市民サービスの向上及びコストの削減を図るとともに、安全を優先的に考慮した業者の選定並びに市営プールの監視業務における警備業法適用に関する課題を解決するため、福生市営プールに指定管理者制度を導入するものでございます。募集方法は公募とし、導入に関する経費及び導入の効果については、指定管理委託料の考え方として、導入の前提で利用料金制を採用し、指定期間は5年間といたしました。また、現在実施している無料券配布事業は指定管理者による運営においても継続するものいたします。指定管理委託料の算出でございますが、過去3年間の平均歳出額に人件費分を加えた額から、過去3年間の平均歳入額を引いた額とし、上限額を2,273万5,000円といたしました。効果についてですが、既に外部委託を実施しておりますので、数字的な効果は少ないと考えますが、警備業法適用下での従来どおり運営委託を継続した場合と比較いたしますと、360万円程の効果がございます。数字で表せない効果ですが、警備業法適用下で管理業務委託を継続すると監視員の確保が難しくなり、プールの開場が危ぶまれますが、これを回避することができます。また、指定管理者が行う独自事業により、利用環境、サービスの向上も期待できます。特例についてですが、平成25年度の指定管理者は4月当初に選定できないので、当初の準備は市が行い、プール開場日から指定管理者が管理運営を行うものいたします。なお、平成25年度の指定管理委託料の上限額は1,740万4,000円でございます。

説明は以上であります。御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私からですが、募集方法を公募に至った理由と、数字では表せない効果について詳しくお話ししていただけますでしょうか。

スポーツ推進課長 公募に至った経緯でございますが、市の基本的な考え方といたしまして、指定管理の導入に当たりましては、公募が前提となります。特別な理由、特定の団体を指定する場合には非公募というルールがございます。今回、行政改革委員会で公募という方向が示されました。

それと、数字では表せない効果につきましては、警備業法の適用を受ける業者は幾つか制限や条件が付いてまいります。雇用者に従事される職員が18歳以上でなければならないという条件が付きます。現在、多くの市町村のプールは高校生を雇用して運営しております。そういう状況に鑑みますと、もし警備業法適用のままで業務委託を実施しますと、18歳以上の者

だけで従事の人数を確保しなければならず、これが福生市以外の市町村も同じ状況となりますと人材確保が難しくなるとの読みをしております。指定管理者は警備業法の適用を受けないとございますので、人材不足を回避することができ、確実にプールの開場ができます。もちろんそのほかの理由もございますが、基本的な大きな理由はそこでございます。

警備業法の適用を受ける業者でないとは安心ではないということがございますが、よりクオリティーの高い認定を受けた業者であれば、安全が確保できますので、募集要項の資格要件の中には「警備業法の認定を受けた者」というものを入れて、警備業法の適用を受けた業者から指定管理の選定に当たりたいと考えております。ただ、警備業法の適用があるからプールの安全が確保できるという認識には立っておりません。今現在は警備業法の適用を受けていないある業者ですが、受けていた業者よりも、より一層安全が確保できる業者であるという実態もございます。

委員長 指定管理者制度を利用して、その警備法の認定を受けている業者であっても、高校生のアルバイトを使えるということですね。

スポーツ推進課長 はい。

委員長 高校生のアルバイトという点が不安に思うのですが、アルバイトを雇う業者は資格の有無等で限定をしているのでしょうか。

スポーツ推進課長 例えば海でのレスキューや、CPR（心肺蘇生法）の資格等、民間が認定する資格が存在するのですが、従事する者についてそこまでの限定をしてはいないのです。したがって、私どもとしては、指定管理の仕様書の中には「訓練」を義務付けるような形にしております。ただ、訓練という表現だけで具体的なものについては指示が出せる状況ではございませんが、今年度の業者は、日々、就業中も休憩時間もCPRの訓練を市民に見せ、アルバイトの高校生が民間のレスキューの資格を取れるまでレベルを上げて終わっていると実績がありますので、そのような旨も含めて業者の選定には当たりたいと考えております。

加藤委員 万が一、事故があったときに心配な面がございますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

スポーツ推進課長 御心配なことはわかります。今年度の業者ですが、プールの閉場時間から夜9時まで、ほぼ毎日高校生をプールで救助訓練を実施させるといった提案を頂いております。それは、従前の業者には見られなかったことで、そのようなことを義務付けられるように、いかにしたら要項の中に書き込めるかが、一番の課題だと考えてございます。加藤委員からありました御

心配がないように、そのために今回の指定管理を入れると御理解を頂きたいと思います。

渡辺委員 今の御説明を聞きまして、非常に期待をしているところでございます。
また、資料にあります冬季の施設の活用とありますが、具体的にどんな活用か教えていただければと思います。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課で、冬季のプール利用をどのようにしたらいいか悩んでいたところですが、もしかすると、指定管理で冬季の利用が期待できるのではないかというのが思いでございますが、やはり水に関わるものしかなかないかと想定ができます。

渡辺委員 例えば釣り堀等ですか。

スポーツ推進課長 釣り堀につきましては、スポーツ推進課で検討した経過がございますが、塩素が入っている水でございますので、釣り堀にはできないということです。多摩川の水は勝手に使うことはできないとありますので、断念をした経過がございます。ですので、新しい業者がどのようにプールを活用するかは期待の領域をまだ超えておりません。

徳永委員 先ほどの高校生のアルバイトについてですが、やはり安全性については気掛かりだったのですが、それだけの訓練をして専門性を高めてという仕事をアルバイトにやらせるというのは矛盾していませんか。しかも高校生というところに非常に危惧をまだ覚えています。

スポーツ推進課長 御心配のことはよくわかりました。ただ、今までずっとプールの経営上夏季に限られた運用のため、その時期だけ監視員を雇うとなると、大学生、高校生を中心としたアルバイトで運営をしてきたという状況がございます。今心配な部分を一気に解決する方法は、直営で市の職員でやるという方法しかございませんので、今のところ、御心配を払拭するものについては、従事したアルバイトである高校生が、市民が安心してプールを使えるようなレベルまで上げていくという努力しか今のところお答えのしようがないかなと思ったところでございます。

教育次長 今、担当課長から、従前プールの監視に至っては高校生にお願いしているということですが、今回の指定管理者の制度導入に当たっては、必ずしも高校生にお願いするということではなく、場合によっては例えば大学生、あるいはその監視の専門家の方ということもありますから、あくまでも安全確保とサービス向上を第一にするということでございますので、今申し上げました高校生を必ず使うことではなく、安全性を高めるということで行ってまいりたいと考えております。

委員長 一番に気にするところですので、重々お願いしたいと思います。
ほかに質疑はございませんか。
ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、報告第1号、平成24年度小学校通学路の安全点検の実施状況についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告第1号、平成24年度小学校通学路の安全点検の実施状況について報告をさせていただきます。

これは、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における緊急合同点検に基づき実施した通学路の安全点検について報告をするものでございます。

通学路の安全点検につきましては、本市におきましては例年10月に実施しているところでございますが、今年度は昨年4月に京都府で児童の登校中に自動車が突っ込み、死傷者が発生するという事故が発生しました。その後も同様の事故が相次ぎ、これらを受けまして文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、合同による点検を行うよう通知が来たものでございます。

本市におきましては、昨年7月に学校職員、保護者、市の道路担当職員、市の交通安全担当職員、教育委員会の職員、また福生警察署の交通規制係の署員とともに通学路の安全点検を行ったところでございます。昨年の8月の教育委員会定例会におきましては、中間報告として65点の点検の状況を報告いたしましたが、その後点検箇所を2件追加しまして67件の報告となっております。なお、報告書の資料の一覧では最後が68番の記載となっておりますが、1件取り下げがございましたので件数は67件となっております。

点検結果のところでございますが、対策必要箇所67箇所のうち、対策済み箇所数が34カ所になります。これは要望の箇所で一部でも改善ができた場合は対策済みとカウントいたします。次に、これは対応予定となるところでございますが、対策の実施が12月以降となる箇所は22カ所。次に、実

質的に対応が困難である箇所が11カ所ございます。この結果は東京都を通じまして文部科学省に報告をしたものでございます。

なお、これらの点検結果に対する対応状況等につきましては、既に小学校へ報告をいたしまして、また小学校からはPTA等の関係者等へも報告をしていただくこととなっております。また、中学校の通学路の点検につきましては、昨年10月に実施をしております。対応については現在各部署で検討がなされているところでございます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 対応が困難である箇所が11カ所ございますが、これらの今後の見通し等をお聞かせ願えればと思います。

庶務課長 一例を申し上げますと、要望内容につきましては、資料の記載のとおり交差点の角にゴム製のポールを設置してほしいという要望がございましたが、これは現場で警察署の担当者とも確認したところ、そこにポールを付けますと通行の妨げとなるので、設置はできないという判断がございました。対応が困難である11カ所でございますが、引き続き安全点検を繰り返す中で、対策については別の視点で検討していきたいと考えてございます。

渡辺委員 是非とも何らかの方法で、対策を探し出していただきまして、安全に登下校ができるような環境を作っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

加藤委員 大勢の方々を投入して、細かく調べて、現地で実態を見ていただいたことは、非常にありがたく思います。渡辺委員の言うとおり、その11カ所については、もう一度検討していただけたらと思います。

徳永委員 ブックスタマからの一小通りには、以前「スクールゾーン」とはっきり書いてあったと思いますが、ここは今でもスクールゾーンなのですか。

庶務課長 昨年の2月にスクールゾーンではないということが判明しました。これは警察において確認してきたところでございますが、実はこれは学校においても、保護者においても、また警察においても、我々教育委員会の職員においてもスクールゾーンという認識を持っておったところですが、警視庁において、遡って確認しましたところ、スクールゾーンにした経過はないという回答がございました。過去のどこかの時点でスクールゾーンという認識を誤って路面表示をしたという経過があったのであろうと思いますが、なかなか当時の状況がわかる資料が保存されておらず、なぜ誤って認識をしたのかは判明されずにいます。現在はこの通りをス

クールゾーンとして規制が可能であるかを、第一小学校とも協議を継続してきたところなのですが、なかなかあの通り全部をスクールゾーンにするには地域住民の御理解も得なければならない等、懸案事項がたくさんございます。また、予算が確定した場合なのですが、市の道路管轄部署で、この一小通りに歩道を設置するという計画がございます。第一小学校としまして、ブックスタマの交差点には指定方向外進入禁止という規制がある上に、更に歩道がつけば現在考えられる一番安全性の高い道路になるという認識のもとに、歩道を設置していただく方向に委ねつつ、更なる安全対策を考えたいという協議が調っておりますので、その方向で進んでいくかと感じております。

加藤委員 私も長い間、そこはスクールゾーンだと思っていたのです。ただ、児童が登校する時間帯には車は通れないという気がしたのですけれども。

庶務課長 今申しました一小通りは、ブックスタマの交差点から第一小学校方面へは指定方向外進入禁止ということで、午前6時半から8時半の間は進入できない規制がございます。ただ、その先にある側道からは一小通りに進入することは可能ですので、必ずしも車が通れないという規制ではございません。したがって、その指定方向外進入禁止をかつてスクールゾーンと誤認して、それが続いてきたという経過もあろうかと思えます。

委員長 第一小学校の隣に保育園がありますので、車で来る方が一小通りを通らなければならないといった現状もあるかと思えます。先ほど、皆さんがおっしゃったように、いろいろな考えを出して、全市で挙げてより安全な道路にしてほしいと思えます。歩道が狭く、自転車とすれ違って危ないので幅を広げてほしいという要望も出ていたと思えますが、自転車の交通ルールが変わり、自転車の運転者にも責任を負わせるということも出てきております。自転車が通れる歩道、通れない歩道もありますので、子どもたちだけの教育ではなく、福生市全体で交通ルールのマナーをもっと高めていく必要があるのではないかと思います。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、報告第2号、平成25年度福生市立小・中学校教育活動発表会についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 日程第11、報告第2号、平成25年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度の教育活動発表会は、平成25年6月29日の土曜日、午後2時から4時までの開催となります。開会に際しまして、市長並びに教育委員長に御挨拶を頂いた後、本市教育委員会の施策の発表を20分程度行います。次に、その施策に基づく小中学校の教育活動について、小・中学校、計3校にそれぞれ20分程度発表をしていただく予定です。続いて、3校の発表について参加者代表の方との意見交換を30分程度行います。この参加者代表は福生市公立小中学校PTA連合会会長及び学校評議員や学校支援地域組織のコーディネーター等からお願いする予定です。また、閉会に際しましては教育長に謝辞をいただき、午後4時終了といたします。

また、各学校の発表についてでございますが、今年度と同様に各学校の学校要覧の中で特色ある教育活動を示したページを模造紙大にカラーで拡大して会場に展示し、各学校の教育活動について広く市民の方々にお知らせしたいと存じます。なお、発表校の3校につきましては、小・中学校校長会で調整を頂いておりまして、決定次第、教育委員の皆様にお伝えしてまいります。今後、発表校が決定いたしましたら、3校と連絡を取り合い、発表内容や発表方法等について検討するとともに、広報やホームページ等での紹介、並びに福生市公立小中学校PTA連合会や保育団体連絡会、幼稚園や保育園等にも参加の協力を呼びかけまして、開催当日に向けて画的に取り組んでまいります。

以上、報告とさせていただきます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いします。

これは昨年度から始まった事業ですけれども、先ほど、保育園、幼稚園等にも参加の呼びかけというお話がありましたけれども、もっと一般市民の方にも参加していただけるような会になればいいなと思っております。

渡 辺 委 員 昨年の発表会では、意見交換時に皆さんもっとお話をしたかったといった印象を持ったのですが。

委 員 長 少し消化不良な感じを持たれた方もあったようで、なかなか意見交換会も難しいですね。

主 幹 昨年は意見交換会の時間を25分としておりましたが、来年度は5分延ばしまして30分で考えております。それは、まさに意見交換をたっぷりしていただきたいということからでございます。

委 員 長 ほかに質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、報告第3号、福生市小・中一貫教育推進委員会の設置についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、報告第3号、福生市小・中一貫教育推進委員会の設置につきまして御説明を申し上げます。

各中学校区における小中学校の連携した取組や、小・中連携から小・中一貫教育を推進するための福生市小・中一貫教育推進委員会の設置につきまして、次のとおり報告をいたします。

初めに、小・中一貫教育推進委員会の内容等についてでございます。本推進委員会は年3回、各学期に1回開催し、各中学校区における当該年度及び次年度の小・中一貫した取組の内容や、日程等及び小・中連携教育から小・中一貫教育の実施に向けた各中学校区における目指す子ども像や組織、カリキュラム等について協議を行う予定です。そして、各中学校区での協議にとどまらず、お互いに情報交換、情報共有を行うことにより、他の中学校区の取組への理解や認識を深めて各中学校区の取組に反映させられるようにいたします。

なお、本推進委員会の協議内容等は、適宜、教育委員会や校長会等に報告し、市全体として小・中一貫教育の実施に向けた取組を推進してまいります。本推進委員会の委員は、各学校に公務分掌として位置付け、主幹、主任教諭等の適任者を委員として任命することといたします。本推進委員会には、担当校長及び担当副校長を置き、市教育委員会では指導室主幹及び指導主事が事務局として担当いたします。

次に、今後の予定等についてでございます。表にありますとおり、本日教育委員会の定例会で御決定いただいた後、2月定例校長会で周知した上で、2月に仮称でございますけれども、「小・中一貫教育推進委員会準備

委員会」を開催いたしまして、来年度の実施に向けた内容等を確認いたす
予定でございます。その内容を3月定例校長会に周知し、本年4月より本
推進委員会を開催することいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これまでも各中学校区においては、小・中一貫につながる活動はされて
いたと思うのですが、それぞれ学校区でされた研究の発表を、ほか
の中学校区と発表し合ったり、内容を共有されたりといった機会はあった
のでしょうか。

主 幹 夏季休業日において、校長先生方、副校長先生方に集まっていた
研修の中では、各中学校区の取組の情報交換をしたことはございますけれ
ども、それを更に広くという機会はまだございませんので、今後積極的な
情報交換をして情報共有してまいりたいと考えています。

委員 長 各中学校で特色ある活動をされていると思っているのですが、そ
れを今度は市民にも知らせていただくということも期待しております。

加藤委員 この小・中一貫教育推進委員会準備委員会ができましたら、もう少し具
体的な内容を私たちにも教えていただけたらと思いますので、よろしくお
願いいたします。

教 育 長 この小・中一貫教育の推進委員会でございますけれども、現段階では、
小・中一貫校を作るとかいうことを考えているわけではなく、学力ある
いは中1ギャップの問題、不登校、特別支援、健全育成等の小学校から
中学校への円滑な接続といったところを主としておりまして、小・中学
校の設置ということになってきますと、適正規模の問題、あるいは通学
区域の問題ですとか、過去様々な懸案になっている事項ございます。今
後、校舎の修理、修繕等、あるいは建替え等の問題等も含めた大きな議
論になってこようかと思っておりますので、ひとまずはソフト面といいますが、
中身の問題をきちんと議論していきながら実践を図っていかうというこ
とでございますので、改めてまたその審議等につきまして、内容につい
ては報告をいたしたいと思っております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第13、報告第4号、平成24年度福生市立小・中学校いじめ認知件数についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第13、報告第4号、平成24年度福生市立小・中学校いじめ認知件数について報告いたします。

平成24年4月1日から平成25年1月18日現在までで学校がいじめと認知した件の総件数及び継続指導中の件数をお示ししたものでございます。まず、以前の会議でお示しました「いじめ等に関するアンケート」の資料を御覧下さい。

こちらのアンケートの集計は人数でお示しておりますが、東京都へは件数で報告します。ほとんどの場合1人は1件となるのですが、A小学校の「面談等によりいじめと判断した人数」の4人のうち3人は同じ児童からによる同様のいじめということで、いじめ件数としては2件として数えました。したがって、小学校合計いじめ認知人数としては27人、件数としては25件となります。「平成24年度福生市立小・中学校いじめ認知件数」の資料、「アンケート調査等への記載」を御覧ください。こちらは、小学校合計は18件となっており、先ほどの25件と比べ7件少ない数字となっております。この理由は、B小学校の5件中4件、C小学校の1件、A小学校の2件、D小学校の1件の合計8件は、学級担任による気付き、もしくはいじめられている生徒からの訴えからのいじめを発見したとのことでしたが、この8件を加えた数を先ほどのいじめに関するアンケート結果に加えてお示しております。なお、E小学校においては1学期に独自でいじめのアンケートを実施しており、1学期の集計結果と合わせて10件の認知件数となっております。同様に中学校19件のうち、F中学校の2件は学級担任による気付きによる発見で17件でございました。

集計が非常にわかりづらいことが課題になりましたので、2月に行われるアンケートではこの点を改善いたします。なお、平成25年1月18日現在において、いじめの総認知件数は、小学校で43件、中学校で23件でございます。このうち、小学校で1件、中学校で1件は継続指導中となっており、そのほかの件については一定の解消が見られていると報告を受けております。

以上、報告とさせていただきます。

- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
前回、アンケートの数値の見方がわからなかったので詳しく御報告いただきましたけれども、この2つの表から読み取るのにまだ難しいところがあると思います。
- 指導 主事 資料に、実際のいじめ等に関するアンケート調査の用紙を添付させていただきましたので、御覧いただければと思います。
- 委員 長 東京都や国へいじめの数を出しなさいとあったときは、この「平成24年度福生市立小・中学校いじめ認知件数」の数字が出されるということですね。
- 指導 主事 はい。こちらの認知件数は、第1回のふれあい月間のいじめの報告、いじめの緊急調査、第2回のふれあい月間の報告、それと随時報告としまして生活主任会等での報告を受けている件数も合わせてございますので、現在、本市が抱えているいじめの本数としてはこちらの件数になります。
- 徳永 委員 この資料にありますアンケート調査のやり方ですが、学校で一斉にやるのですか、それとも家に持ち帰らせて書いてくるのですか。
- 指導 主事 学校には、家に持って帰らせているかについては聞いておりませんが、教室で一斉にやらせているところが主なようです。
- 徳永 委員 アンケート内容ですが、回答しにくい感じを受けました。
- 参 事 アンケート調査であります。小学校の低学年の場合、ルビはついているものの、言葉の意味というのはなかなか理解しにくい部分もありますので、当然これについては担任が配って補足をしてあげないとなかなか答えられないかと思えます。原則的には学級担任と子どもたちが記入することになっています。誰々にぶたれたとか、悪口を言われたとかいうこともすべて記入をして、それをすべて受けとめて、あとは個別に聞き取りをして、それはいじめであるか否かを判断していくということで、このアンケートを一つの切り口として大事に扱って、そしてその上で各学校が丁寧に対応をしていくといったもので、本市としては年3回行っているということでございます。
- 委員 長 この低学年のアンケートですけれども、実物はもっと字が大きいのですか。
- 参 事 現物そのものを用意いたしましたので、字の大きさはこのままでございます。
- 委員 長 そうですか。小学校1、2年生にはもう少し大きい字で読みやすければいいかなという印象を抱きました。

もう一度確認させていただきますが、いじめ認知件数なのですけれども、小学校では1月18日までには43件、中学校では23件、そのうち継続中が各小学校1件、中学校1件、後は何らかの解決を見ていると捉えていてよらしいわけですね。先生方や教育関係者の方がいじめに関してしっかりと対応してくださっている現れだと思います。これからも気を抜かないで、私たちも一緒にいじめに関してしっかり向き合っていきたいと思っています。

渡辺委員 先ほどの小学校低学年のアンケートですが、実際に児童は記述回答ができるのですか。例えば該当するものにマルを付ける等にしたほうが良いと思うのです。

委員長 1年生で1学期の時期であれば、先生が一人ひとり聞き取りをされても良いのかもしれませんがね。

加藤委員 面と向かってだと、子どもたちもなかなか本当のことは言えないのではないかなと思うので、渡辺委員が言われたようにマル・バツ等、また更に良い方法を考えていただいたほうが良いかと思います。

委員長 子どもたちが自分の気持ちを素直に表せる工夫も考えていただけたらと思います。

教育長 これは全都的に統一された書式なのですか。

参事 はい。

教育長 やはり小学校低学年の子どもたちには選択肢を設け、マルを付ける方法が、わかりやすいのかもしれませんがね。このいじめ調査は年3回ということなのだけれども、時期を教えてください。

参事 6月、11月、2月でございます。

教育長 子どもたちの気持ちというのは、短いスパンの方が的確に反映されやすいかと思うところでありまして、年3回行っているということは、かなり丁寧に対応していると思われまので、今後その方法等について、更に検討を重ねて工夫していきたいと思っています。

加藤委員 年3回、同じ用紙を渡して回答するとなると、もう少し変える部分も必要なのではないかと思います。中学生くらいになると、「あっ、またこれか」といふ加減な態度で扱ってしまうのではないかと思います。

委員長 「また、これか」という思いを抱かないように、子どもたちもいじめについては真摯に向き合っていってほしいですね。

今、各委員がお話されましたけれども、その中でおくり取りいただけることがありましたら、入れていただいてよりよいものを作ってください、

こちらも一生懸命努力いたしますので、いじめの件数がゼロに近づくよう鋭意取り組んでいきたいと思えます。

ほかに質疑ございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第14、報告第5号、平成24年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第14、報告第5号、平成24年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果につきまして御説明申し上げます。今年度、平成24年7月5日に小学校第5学年、中学校第2学年で実施いたしましたこの調査につきましては、第9回教育委員会定例会におきまして、調査実施校の約10%に当たる抽出校の結果に基づいて算出されました速報値で報告させていただきました。このたび東京都から全調査実施校の結果に基づいて算出されました確定値とあわせて学習指導要領の内容について、標準的な学習活動が行われたと想定した場合の正答の割合である設定通過率が示されましたので、本市の結果と併せて資料に示しております。

以上で平成24年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果の御報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

細かなデータ資料をたくさん出していただいておりますので、私たちも時間をかけてしっかりデータ分析して、学力向上に向けて考えていきたいと思えます。

ほかに質疑ございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第15、報告第6号、平成24年度福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第15、報告第6号、平成24年度福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況について報告いたします。

「わがまちの宝さがし」は福生市立中学校の生徒が居住する福生市を題材とし、その魅力の探求を宝探しになぞらえて、フィールドワークを含む調べ学習を、地域、大学、行政との連携を図りながら、総合的な学習の時間を中心に効果的に実施することです。

本事業は、平成22年度に福生市の魅力再発見プロジェクトといたしまして、中央大学細野助博研究室、学術・文化・産業ネットワーク多摩、福生市シティセールス推進課、福生市教育委員会指導室が連携し、3つの中学校で第1学年の総合的な学習時間に位置付けて取組を始めました。平成23年度も3校で実施をいたしました。サポート体制等の見直しを図り、今年度は福生第三中学校第1学年での実施となりました。実施の状況でございますが、生徒の活動としましては、各班で設定したテーマにつきまして、事前の調べ学習や実地調査を通して理解を深め、壁新聞でまとめた後、各学級及び各学年において発表会を実施しております。それぞれの活動におきまして、大学の学生が事前の準備や実際の活動をサポートしており、充実した活動となりました。実施の状況の詳細につきましては、資料にお示ししておりますとおりでございます。

なお、生徒が作成しました壁新聞につきましては、1月26日まで福生市役所内の1階展示スペースにて展示を行っております。本事業の終了後、成果と課題につきまして協議し、次の点を確認いたしました。

成果の1点目としまして、実施後の成果のアンケートでは、「授業を終えて福生のまちが以前より好きになったか」という問いに対して、78%の生徒から肯定的な回答が得られたこととございます。2点目としまして、この活動を通して、学校と地域とのつながりが深くなったことが挙げられております。3点目としまして、学年発表会を終えた後の感想として、生徒のプレゼンテーション能力の育成についても高い評価が得られております。最後に、授業前の学生と担当教員との連絡が密に行われ、大学生の生徒一人ひとりの支援も効果があったとの報告をいただいております。

課題としましては、地域との繋がりや、調べ、まとめて発表する学習活動について、第2学年の職場体験とのつながりを考えていくこと。また、

学校、大学生、シティセールス推進課、指導室の更なる連携をしていくことが挙げられました。なお、平成25年度も福生第三中学校において実施することとなっております。

報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

初年度は様々な課題等があったところをクリアにしながら現在までつなげてくださってよかったと思います。私も、昨日、市役所内の展示スペースで拝見させていただきましたが、市民の方にも見ていただくことで、福生を再発見していただけるいい機会だと思いました。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明をお願いいたします。

その他報告事項1、平成24年第4回福生市議会定例会について、次長より報告願います。

教育次長 平成24年第4回福生市議会定例会12月議会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

会期につきましては、12月4日から12月21日までの18日間で行いました。まず、12月議会初日の冒頭でございますが、9月議会におきまして、選任同意がされました徳永委員から御挨拶がございました。徳永委員からは、このまちに住んでよかったという声をぜひ聞きたいと、そのために尽力してまいりたい旨のお話などがございました。徳永委員におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

次に、案件でございますが、議案は9件で、主なもの3件を資料に記載させていただきました。まず、福生市保育所条例を廃止する条例でございますが、この件に関しましては、すみれ保育園を平成25年4月1日から民営化することに伴うものでございます。福生市では、これまで平成18年4月に熊川保育園を、平成19年4月につくし保育園を、平成21年4月に福生保育園を民営化してきたところでございますが、今回、最後の公設

公営の保育園であるすみれ保育園を民営化するため、保育所条例を廃止するものでございます。

次に、平成 24 年度福生市一般会計補正予算第 3 号についてでございますが、今回の補正につきましては、教育関係はございませんでした。

次に、福生市教育委員会委員の任命についてでございますが、宮城前教育長の後任として川越孝洋教育長が教育委員として議会最終日の 12 月 21 日に同意されております。その後、平成 25 年 1 月 4 日の臨時教育委員会におきまして、教育長に御就任されたわけでございますが、川越教育長におかれましては、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、一般質問でございますが、18 人の議員からございました。教育委員会関係の質問は、9 人の議員からございました。なお、質問の概要等につきましては、資料のとおりでございますのでお目通しをいただければと存じます。

以上、平成 24 年第 4 回福生市議会定例会につきましても報告とさせていただきます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたらその他報告事項 1 を終わります。

ほかに、その他報告はありませんか。

参 事 それでは、教育長報告でありましたインフルエンザ等の状況について報告申し上げます。

学級閉鎖等につきましては、市のホームページに毎回掲載することになっておりますが、福生第二中学校の 1 年 1 組が 1 月 17 日からの 20 日まで 4 日間、土・日曜日も含めてでございますが学級閉鎖となり、その後、福生第三中学校で第 1 学年の学年閉鎖を 1 月 21 日から 3 日間、そして福生第一小学校の第 3 学年が 1 月 22 日から本日まで学年閉鎖をしております。そして、福生第一小学校の 4 年 2 組が 1 月 23 日から本日まで学級閉鎖、そして福生第三中学校につきましては、1 年生が学年閉鎖をして、もう既に明けておったのですが、1 クラス 1 年 3 組が本日学級閉鎖という形になっております。第三中学校につきましては、1 月 28 日から 1 年生がスキー教室を予定しており、用心のため学年閉鎖をしたのですが、回復を願っております。東京都の福祉保健局からインフルエンザの流行に関する数値等が通知されておりますので、予防等について注意喚起をしてみたいと思います。

以上でございます。

委 員 長 ほかにその他ご報告はありませんか。
委員の皆さんから何かございますか。
ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。
以上で本日の日程は全て終了しました。
これをもちまして、平成 25 年第 1 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 0 時 06 分 閉会